

審 査 基 準

A-1-1

令和元年12月1日作成

法 令 名： 道路交通法施行規則
根 拠 条 項： 第30条の13第1項
処 分 の 概 要： 運転経歴証明書の再交付
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法施行規則第30条の13第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審 査 基 準： 「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間： 運転免許試験場、東三河運転免許センター及び免許更新を実施している警察署（西・港警察署は除く。）において申請する場合は即日、前記以外の警察署（中部空港警察署は除く。）及び幹部交番（別紙参照）において申請する場合は16日（行政庁の休日は含まない。）。 代理人が、運転免許試験場、東三河運転免許センター、警察署（中部空港警察署は除く。）及び幹部交番（別紙参照）において申請する場合は16日（行政庁の休日は含まない。）。
申 請 先： 運転免許試験場、東三河運転免許センター、警察署（中部空港警察署は除く。）及び幹部交番（別紙参照）の免許窓口
問 い 合 わ せ 先： 愛知県警察本部運転免許課企画係 電話（052）951-1611 内線 781-213
備 考：